

議案外質問(6月25日) 柴田民雄議員

介護認定事務

大幅に遅延した事務処理を直ちに正せ

柴田民雄議員は、6月25日の本会議で、「要介護認定事務の委託化・集約化が引き起こした重大問題」について質問しました。

市議団緊急アンケートに100事業所から返信

介護認定事務の外部委託化・集約化に伴う認定結果通知の遅れが、介護サービス利用者および事業者に深刻な影響を与えているため、市議団として約700の事業所に緊急アンケートを実施し、短期間に100事業所から回答が寄せられた。(6月27日現在137事業所)

「改善の見通しは？」(柴田議員)

柴田議員は、認定の遅れで「ケアプランがたてられない」「介護報酬の請求ができない」など、寄せられた意見や要望を受けて、介護保険法で「申請から30日以内に通知しなければならない」とされているが、2か月近くかかっていることを指摘し、いつまでに改善するのか、見通しを質しました。

「事務の遅れ8月中に解消見込み」(健康福祉局長)

これに対し、健康福祉局長は「事務処理の遅れを8月中に解消し、9月頃には従前の水準に戻る見通し」と答弁。

柴田議員は、「半年近くも法に定められたルールを逸脱することが許されるのか？名古屋市の施策によって、あってはならないことが引き起こされたのに謝罪の言葉もない」と厳しく追及しました。

事務の遅れによる損害は市の責任で対応を

柴田議員は、アンケートで寄せられた損害事例を紹介し

ました。

5月末認定期限の要介護2の方が、4月26日に更新申請。6月19日決定見込みの通知が届き、やむなく6月以降は要介護1度の暫定プランでサービス提供。申請から48日後に届いた保険証は、暫定よりもさらに低い要支援2。12日間のサービス約6万円分が、保険適用外となってしまいました。



認定決定に関わる部分は直営に戻すべき

柴田議員は、「この損害は、利用者か、事業者か、誰が被るのか。認定が遅延しなければ起きなかったわけであり、損害の原因は、認定事務の遅延そのもの、委託した名古屋市の責任がある」と迫りました。

責任を認めようとしない当局に対し、「現在発生している認定の遅延による損害は、市の責任で対応」とともに、「介護認定申請の受付は区役所窓口に戻す」「認定決定に関わる部分は直営に戻す」ように、委託の見直しを強く求めました。

**精神障害者
医療費助成**

**自立支援医療(精神通院)に1割負担強いるのは7市町村のみ
名古屋市では2万人が自己負担必要**

柴田民雄議員は、「自立支援医療(精神通院医療)対象者への医療費助成の拡大」を求めました。

先日、市議団に蒲郡市民からメールが届きました。

名古屋市の友人がうつ病が元で自殺されたということです。ご自身もうつ病に苦しみ、休職・復職を繰り返しているが、自立支援医療と市の医療費助成のおかげで、治療はすべて無料で受けられている。しかし、名古屋市は1割負担があると聞き、名古屋市民のために無料で精神医療が受けられるようにしてほしい、と亡くなられたご友人に代わって訴えてこられたのです。

柴田議員は、身体・知的・精神各障害のうち、精神の伸び率が高いことを紹介した上で、「精神障害については周りの理解が得られないなど、一般的な医療以上に通院が困難で、経済的な負担がさらに受診の敷居を上げ、自殺など最

悪な状況を生み出すことにもつながっているのではないかと指摘し、県内の殆どの自治体で実施している自立支援医療対象者の医療費無料化を求めました。

これに対し健康福祉局長は「1割分を市が負担すると約4億円の予算が必要」との試算を示し、「自己負担の軽減は国の責任で実施すべきもの」と答弁しました。

	2012年	2017年	伸び率
身体障害者手帳所持者	76,929人	78,546人	1.0倍
知的障害者手帳所持者	14,474人	17,187人	1.2倍
精神障害者手帳所持者	17,128人	24,117人	1.4倍
自立支援医療(精神通院)	27,630人	36,273人	1.3倍